訪問看護リハビリステーション
you too

利用契約書

重要事項説明書

個人情報利用同意書

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 535 番地 1
株式会社 訪問看護リハビリステーション you too
TEL：0892-50-0233　FAX：0892-50-0240
携帯 ：090-3059-9234
e-mail：home.visit.nursing.you.too@gmail.com

株式会社訪問看護リハビリステーション you too　利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という）と株式会社訪問看護リハビリステーション you too（以下「事業者」という）とは、訪問看護サービス又は介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護等サービス」という）の利用に関して次のとおり契約します。

第 1 条（訪問看護等サービスの目的）

1. 訪問看護サービスの提供に当たって、事業者が設置する訪問看護リハビリステーション you too（以下「事業所」という）は、利用者である要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. 介護予防訪問看護サービスの提供に当たって、事業所は、利用者である要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

第 2 条　（契約期間）

1. この契約書の契約期間は、初回利用日令和　　年　　月　　日から主治医による訪問看護指示期間までとします。

第 3 条　（運営規程の概要）

1. 事業者の運営規程の概要（事業の目的・運営の方針・職員体制・営業日及び営業時間・訪問看護等サービスの内容等）、従事者の勤務体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

第 4 条　（計画書の作成・変更）

1. 事業者は主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護等計画書」という）を作成し、計画書作成後も当該実施状況の把握に努めます。
2. 訪問看護等計画書には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. 訪問看護等計画書は、居宅サービス計画書が作成されている場合はその内容に沿って作成します。

4. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には第 1 条に規定する訪問看護等サービスの目的に従い訪問看護等計画書の変更を行います。
   (1)利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により当該計画書の内容を変更する必要がある場合
   (2)利用者が訪問看護等サービスの内容や提供方法の変更を希望する場合
5. 前項の変更に際して居宅サービス計画書の変更が必要となる場合は速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
6. 事業者は訪問看護等計画書を作成し、又は変更した際にはこれを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。
7. 訪問看護等サービスの内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者が変更後に利用する訪問看護等サービスの内容・利用回数・利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第 5 条（主治医との連携）
1. 事業者は、訪問看護等サービスを開始する際には主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護等計画書及び訪問看護計画書を提出し、主治医と連携を図ります。

第 6 条（担当の訪問看護師）
1. 事業者は、担当の訪問看護師を定め、利用者に対して訪問看護等サービスを提供します。
2. 事業者は、担当看護師の選任・変更する場合には利用者の状況とその意向に配慮して行います。

第 7 条（訪問看護等サービスの内容及びその提供）
1. 事業者は、担当の訪問看護師を派遣し、重要事項説明書に記載した訪問看護等サービスを提供します。
2. 事業者は、利用者に対して訪問看護等サービスを提供するごとに当該サービス提供及び内容・介護保険から支払われる報酬等の必要事項を利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。

3. 事業者は、利用者の訪問看護等サービスの実地状況等に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存いたします。

4. 利用者及びその後見人は、必要がある場合は事業者に対し前項の記録の閲覧を求めることができます。

第 8 条（居宅介護支援事業所との連携）

1. 事業者は、利用者に対して訪問看護等サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 9 条（協力義務）

1. 利用者は、事業者が利用者のため訪問看護等サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力をお願いいたします。

第 10 条（苦情対応）

1. 事業者は、苦情対応の責任者及び連絡先を明らかにし、事業者が提供した訪問看護等サービスについて利用者・利用者の家族から苦情の申し立てがある場合は迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第 11 条（緊急時の対応）

1. 事業者は、訪問看護等サービスの提供を行っている時に利用者に様態の急変が生じた場合、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第 12 条（費用）

1. 事業者が提供する訪問看護等サービスの利用単位ごとに利用料その他費用は、料金表（別紙）に記載したとおりです。
2. 利用者は、サービスの対価として月ごとに計算された利用者負担額を事業者に支払います。
3. 事業者は、提供する訪問看護等サービスのうち介護保険の適用を受けられない場合には、そのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 事業者は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容について説明を行い、利用者の同意を得ます。
5. 事業者は、訪問看護等サービス利用者単位ごとの利用料その他の費用等を変更しようとする場合は 1 ケ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

第 13 条（利用者負担額の滞納）

1. 利用者が正当な利用者負担額を 2 ケ月以上滞納した場合は、事業者は 30 日以上の期間を定めて支払わない場合には契約を解除する旨の督促をすることができます。
2. 前項の督促をした時は、事業者は利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持する見地から居宅介護保険外の公的サービスについて必要な協議を行うものとします。
3. 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第 1 項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかった時はこの契約を解除することができます。
4. 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは滞納を理由として訪問看護等サービスの提供を拒むことはありません。

第 14 条（秘密保持）

1. 事業者及びその職員は、サービス担当者会議等において個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人または家族に使用目的等を説明し同意を得なければ使用することはできません。
2. 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を洩らしません。

第 15 条（利用者の解除権）

1. 利用者は、7 日間以上の予告をもっていつでも契約を解除することができます。

第 16 条（事業者の解除権）

1. 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービスの利用目的を達成することが困難な時は、30 日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。
2. 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は前もって主治医・利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者・公的機関と協議し、必要な支援を行います。

第 17 条（契約の終了）

1. 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
   1）　利用者が第 15 条により契約を解除した時。

2）　事業者が第 13 条第 3 項又は第 16 条第 1 項により契約を解除した時。
3）　利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所または入院をされ、在宅復帰の見込みがない時。
4）　利用者が死亡された時。

第 18 条（損害賠償）

1. 事業者は、訪問看護等サービスの提供にあたって事故が発生した場合には速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項において、事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
3. 前項において、当該事故発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害の額を減額することができます。

第 19 条（利用者代理人）

1. 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
2. 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域社会福祉権利事業の内容を説明するものとします。

第 20 条（合意管轄）

1. この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意します。

第 21 条（協議事項）

1. この契約に定めのない事項については、介護保険等の関係法令に従い利用者・事業者の協議により定めます。

第 22 条（緊急時訪問看護加算、緊急時介護予防訪問看護加算）

1. 緊急時（介護予防）訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に算定します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

利用者

住所

氏名　　㊞

代理人

住所

氏名　　㊞

事業者

住所　愛媛県上浮穴郡久万高原町久万535番地1

事業者 株式会社訪問看護リハビリステーション you too　㊞

代表取締役　　盛次 宏樹

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

１．概要

（1）事業の目的

訪問看護リハビリステーション you too（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が介護保険法及び健康保険法等医療保険各法に基づく利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とします。

（2）事業所の概要

事業所名	訪問看護リハビリステーション you too
事業者	株式会社訪問看護リハビリステーション you too 代表取締役　盛次 宏樹
開設年月日	令和４年９月１日
所在地	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 535 番地 1
電話番号	0892－50－0233
FAX	0892－50－0240
管理者	竹内 泰子
介護保険指定番号	3863491050
サービスを利用できる地域	久万高原町、松山市（島嶼部を除く）、内子町（旧小田町）、伊予市、伊予郡及び東温市の区域

（3）事業所の職員体制

管理者　１名　　看護職員　2.5 名以上　　理学療法士・作業療法士　１名以上

事務職員１名以上

（4）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年１月３日までを除く）
営業時間	午前８時 30 分から午後５時 30 分

＊直通電話により 24 時間、常時連絡が可能な体制となっています。

２．事業所の訪問看護等

（1）運営の方針

事業所の看護師等は利用者の心身の特徴を踏まえ、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指した訪問看護を提供します。訪問看護の実施に当たっては、指定居宅介護支援所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携をはかり、常に利用者の立場に立った訪問看護の提供に努めます。

（2）訪問看護等サービスの内容

①病状及び障害の観察・・健康チェック
②清拭・洗髪等による清潔の保持・・清拭、入浴介助、洗髪を行います。
③食事及び排泄等日常生活の介助・・食事介助、おむつ交換を行います。
④褥瘡の予防及び処置
⑤リハビリテーション・家屋構造に合わせた動作の指導及び機能保持の訓練
⑥認知症患者の看護・認知症のケア、相談に応じます。
⑦療養生活や介護方法の指導
⑧カテーテル等の管理
⑨その他医師の指示による医療
⑩服薬及び残薬の確認、主治医への報告

３．サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは電話等でお申し込みください。但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合は、担当ケアマネージャーへご相談ください。

４．　サービスの内容に関する苦情

利用者・ご家族の方は、提供する訪問看護等サービスに対して要望・苦情がある場合はいつでも苦情等を申し出ることができます。

＜窓口＞　株式会社訪問看護リハビリステーション you too
電話 0892-50-0233

久万高原町　保健福祉課
電話 0892-21-1111

松山市介護保険課
電話　089-948-6840

内子町保健福祉課
電話 0893-44-6154

伊予市長寿介護課
電話 089-982-1117

松前町保険課
電話 089-985-4115

砥部町介護福祉課
電話 089-962-7255

東温市長寿介護課
電話 089-964-4408

愛媛県中予地方局地域福祉課
電話 089-909-8756

愛媛県国民健康保険団体連合会
電話 089-968-8800

愛媛県社会福祉協議会（愛媛県福祉サービス運営適正化委員会）
電話 089-921-8344

５．　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医・救急隊・ご家族・ケアマネージャー等へ連絡いたします

２４時間対応の電話については看護師・保健師以外の職員も対応する場合があります。

主治医	氏　名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏　名			
	連絡先		電話番号	

６．　事故発生時の対応

事業者は、訪問看護等サービスの提供にあたって事故が発生した場合には速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

７．　秘密の保持

(1) 事業者及びその職員は、サービス担当者会議等において個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人または家族に使用目的等を説明し同意を得なければ使用することはできません。
(2) 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

８．費用

(1) 介護保険対象者料金・・別紙１　訪問看護・介護予防訪問看護料金表のとおり
(2) 医療保険対象者料金・・別紙２　訪問看護料金表【医療保険】のとおり
(3) 料金の支払い方法
毎月 15 日までに請求書を発行します。
(4)その他
傷等処置するための材料費は、自己負担です。
点滴が必要な方や症状の悪化などで、介護保険利用料金から医療保険利用料金へ転換する場合があります。

訪問看護等サービスの提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業所名　　訪問看護リハビリステーション you too
所在地　　愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 535 番地 1
説明者

㊞

私は、説明者から訪問看護等について重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所

氏名　　㊞

代理人

住所

氏名　　㊞

同　意　書

（緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算）

事業所名　　　訪問看護ステーションステーション you too
所在地　　　　上浮穴郡久万高原町久万 535 番地 1

説明者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、担当者により緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することを同意します。

令和　　　年　　　月　　　日

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

個人情報利用同意書

私（利用者、私の後見人又は私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限度の範囲内で使用することに同意いたします。

記

1. 使用目的

利用者のための訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画書の作成(変更)及び同計画に沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合。

2. 使用する事業者の範囲

指定介護(予防)サービス事業者・介護保険外サービス事業者の担当者・主治医及び医療機関の担当者並びに介護予防支援に協力が必要な地域の行政機関・民生委員等の関係機関(団体)の担当者(利用者の介護予防支援に協力が必要な関係者に限る)

3. 使用する期間

訪問看護サービス又は介護予防訪問看護サービスを受けている期間

4. 使用する条件

(1) 個人情報の利用については、必要最小限度の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 緊急と判断した場合は、必要最小限度の個人情報を上記以外の者に提供することもやむを得ないが、その場合には、相手方に対して関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を払うとともに速やかに利用者に対して報告すること。

(3) 個人情報を利用した会議、相手方及び個人情報利用の内容等の経過を記録すること。

事業所の名称　訪問看護リハビリステーション you too

令和　　年　　月　　日

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

後見人又は家族

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞